

## 建設業法施行令の一部を改正する政令案要綱

### 第一 金額要件の見直し

一 発注者から直接建設工事を請け負う場合に特定建設業の許可を受けなければならない当該建設工事の下請契約の代金の額の下限を、許可を受けようとする建設業が建築工事業以外である場合においては四千万円から四千五百万円に、建築工事業である場合においては六千万円から七千万円に、それぞれ引き上げるものとする。

(第二条関係)

二 発注者から直接請け負う建設工事につき、施工体制台帳を作成しなければならない下請契約の額の下限を、建築一式工事以外の建設工事である場合においては四千万円から四千五百万円に、建築一式工事である場合においては六千万円から七千万円に、それぞれ引き上げるものとする。

### (第七条の四関係)

三 工事現場ごとに専任の主任技術者又は監理技術者を置かなければならない公共性のある施設等に関する重要な建設工事に係る工事一件の請負代金の額の下限を、建築一式工事以外の建設工事である場合においては三千五百万円から四千万円に、建築一式工事である場合においては七千万円から八千万円に、

それぞれ引き上げるものとする。

(第二十七条第一項関係)

四 下請負人が主任技術者を置くことを要しない特定専門工事に該当し得る建設工事の下請契約の代金の額の上限を、三千五百万円から四千万円に引き上げるものとする。

(第三十条第二項関係)

## 第二 技術検定の見直し

一 技術検定は、一級及び二級並びに検定種目及び検定種別に区分して行うものとし、第一次検定及び第二次検定の受検資格は、技術検定の区分に応じ、国土交通省令で定めるものとする。

(第三十五条関係)

二 大学、高等専門学校、高等学校若しくは中等教育学校において施工技術の基礎となる工学に関する知識を修得することができるものとして国土交通大臣が定める学科を修めて卒業した者又は国土交通大臣がこれらの者と同等以上の知識を有するものと認定した者については、申請により、第一次検定の一部で一級及び二級の区分並びに検定種目及び検定種別の区分に応じ国土交通大臣が定めるものを免除するものとする。

(第三十六条関係)

三 建設機械施工管理、土木施工管理及び建築施工管理に係る二級の技術検定(建築施工管理に係る二級

の技術検定にあつては、第二次検定に限る。）に合格した者が建設業法第二十七条第七項の規定により称号を称するときは、その称する称号にその合格した技術検定に係る検定種別の名称を付するものとすること。

（第三十七条第二項関係）

四 その他所要の改正を行うものとする事。

### 第三 附則

一 この政令は、令和六年四月一日から施行するものとする事。ただし、第一及び第三の二については、令和五年一月一日から施行するものとする事。

（附則第一項関係）

二 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとする事。

（附則第二項関係）